

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社に雇用されてパンの製造業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日午後11時45分頃、作業所内で台車と台車との間に右手を挟まれ負傷した。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し「右手打撲傷、右肘筋膜炎」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日Eクリニックに転医し「複合性局所疼痛症候群」と診断され、同年〇月〇日F医療センターに転医して「右手カウザルギー」と診断され、さらに、Gクリニックでリハビリ治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の12に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、障害等級第12級を超える障害等級に該当すると主張しているので、検討すると次のとおりである。

(1) 請求人の右上肢の機能障害については、身体障害者手帳の障害名に、「右手カウザルギーによる右上肢機能の全廃」と記載されている。しかしながら、H医師のエックス線所見では、「骨萎縮なし」とされており、I医師の測定によれば、上肢機能について、他動による右手関節の可動域は、左側との差異はみられないとされている。当審査会においては、両医師の意見を含め、本件の関係医証を精査したが、請求人の右上肢には、障害等級に該当する機能障害があるとは、認められないものと判断する。

(2) 次に請求人に残存する神経症状については、本件の医証によれば、「右手カウザルギー」という傷病名でほぼ一致している。判断の要件においては、神経症状は他覚的所見などにより、疼痛が労働能力に及ぼす影響を判断して障害等級の認定を行うこととされているところ、J医師は、この点を踏まえ、「局所に頑固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当するものと判断している。当審査会では、請求人の再審査請求の理由等を含め、一件資料を子細に検討したが、請求人に残存する神経症状が第12級を超える障害等級に該当すると判断し得る理由を見い出すことはできないものであり、したがって、J医師の上記意見は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。